

令和6年度 介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

【見える化要件】

介護職員特定処遇改善加算は、介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

- ①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定していること
  - ②上記加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - ③上記現行加算に基づく取組について、賃上げ以外の処遇改善の取り組みの「見える化」を行っていること
- ③の「見える化」要件とは、上記加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

1) 事業所別加算区分

事業所名	サービス形態	加算区分	
		R6.4～R6.5	R6.6～R7.3
障害者支援施設オイコニア	障害者支援施設	区分なし	新加算Ⅰ
グループホーム笑和	共同生活介護	加算Ⅱ	新加算Ⅱ
デイサービスセンター緑林荘	通所介護	加算Ⅰ	新加算Ⅰ
デイサービスセンターさくら貝	地域密着型通所介護	加算Ⅰ	新加算Ⅰ

2) 見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

○入職促進に向けた取組

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

○両立支援・多様な働き方の推進

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

○生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

○やりがい・働きがいの醸成

地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施